



## 脱退者への 持分払い戻し額算定方法は？

### Question

当組合では、脱退者への持分払い戻し額算定方法の変更を検討しています。定款では簿価限度とされていますが、他にはどのような算定方法があるのでしょうか？

### Answer

脱退者への持分払い戻し額算定方法は、主なものとして、①持分全部を払い戻す方法、②簿価財産限度を払い戻す方法、③各組合員の出資額を限度とする方法の3種類があります。持分の計算方法については、令和3年5月号の「組合運営Q&A」に記載していますので、今回は割愛します。

①の持分全部を払い戻す方法は、脱退者の持分として算定された金額の全てを払い戻すものです。この方法では、脱退者に対し払い戻す持分の対象になる組合財産の額を下記の通り計算します。

脱退者に対し払い戻す持分の対象になる組合財産の額＝貸借対照表の純資産＋土地等の評価益－繰延資産－剰余金処分の流出額

「剰余金処分の流出額」は、出資配当金及び利用分量配当金です。

②の簿価財産限度を払い戻す方法では、貸借対照表の組合員資本（貸借対照表の純資産の部で評価・換算差額等を含まない額）のみで脱退者の持分を算定します。この方法では、脱退者に対し払い戻す持分の対象になる組合財産の額を下記の通り計算します。

脱退者に対し払い戻す持分の対象になる組合財産の額＝貸借対照表の組合員資本－剰余金処分の流出額

「剰余金処分の流出額」は、出資配当金及び利用分量配当金です。

③の各組合員の出資額を限度とする方法では、各組合員の出資額を上限として脱退者の持分を算定します。この方法では、出資総額より組合財産（貸借対照表の純資産の部の金額）が多いときは、脱退者の出資金が払い戻し額になります。一方、出資総額が組合財産より少ないときは、払い戻し額は組合財産により算定した額となります。この場合、下記の計算になるので注意が必要です。

脱退者に対し払い戻す額＝脱退者の出資額－出資総額と組合財産の差額

「出資額と組合財産の差額」は、出資総額と組合財産の差額を脱退者の出資額に応じて減額した金額です。

貴組合では、簿価財産限度で規定されているので、貸借対照表の組合員資本（簿価）を基礎として算出した金額が脱退者の持分となります。脱退者への持分払い戻し額算定方法の変更は、持分の計算方法との兼ね合いもあるかと思しますので、その点を踏まえて検討されるとよろしいかと思われます。

（参考：『解説 中小企業等協同組合会計基準』）